

平成28年11月22日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

鹿児島県で採取された環境試料からの高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N6亜型)の検出について

標記について日本医師会より連絡がありました。

今般、環境省から、鹿児島県出水市で採取された環境試料（ツルのねぐらの水※）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出されたことについて発表があり、厚生労働省より別添の事務連絡がなされたとのことです。

本事務連絡では、鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられているとしております。また、自治体に対して、引き続き、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下会員医療機関への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

※「ねぐら」は、ツルが越冬するために保護区内に人工的に水を張って設置しているもの。その水を環境試料として出水市と鹿児島大学で連携して定期的（11月～3月）に調査している。

【環境省ホームページ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報】

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」

（平成20年10月1日付け健感発第1001001号）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou18/dl/081001-01.pdf>

大阪府医師会地域医療1課（担当：加藤）
TEL:06-6763-7012

(地Ⅲ184F)

平成28年11月21日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

鹿児島県で採取された環境試料からの高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N6亜型)の検出について

今般、環境省から、鹿児島県出水市で採取された環境試料（ツルのねぐらの水※）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表があり、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

本事務連絡では、鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられているとしております。また、自治体に対して、引き続き、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※ねぐらは、ツルが越冬するために保護区内に人工的に水を張って設置しているもの。その水を環境試料として出水市と鹿児島大学で連携して定期的（11月～3月）に調査している。

事務連絡
平成 28 年 11 月 18 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

鹿児島県で採取された環境試料からの高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N6 亜型) の検出について (情報提供)

環境省から、鹿児島県出水市で採取された環境試料（ツルのねぐらの水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたのでお知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いいたします。

別添：環境省報道発表資料「鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザ確定検査陽性事例について（H28.11.18）」

「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou18/dl/081001-01.pdf>

鹿兒島県同時発表

報道各社御中 環境省広報室

鹿兒島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザ確定検査陽性事例について

(H28.11.18)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	北海道	標津郡中標津町	オオハクチョウ	11/7回収	陰性	11/14陽性	確定検査機関で検査中	11/14指定
2	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/15死亡	陽性	実施しない	確定検査機関で検査中	11/15指定
3	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/17死亡	陽性	実施しない	確定検査機関で検査中	11/15指定
4	鹿兒島県	出水市	環境試料(ねぐらの水)	11/14採取			11/18 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/18指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件(No.4)について】

- ・11月18日、鹿兒島大学から、大学の独自調査により、鹿兒島県出水市において11月14日に採取した環境試料(ねぐらの水)から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨報告がありました。
- ・このため、11月18日より周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

1 主な経緯等

(1) ねぐらの水の採取地点
鹿兒島県出水市

(2) 経緯

- ・11月18日(金) 鹿兒島大学(確定検査機関)より、ねぐらの水調査(11月14日に採取)の確定検査により、水1検体から、鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨報告があった。
- ・このため、11月18日より周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

ねぐらの水調査

ねぐらは、ツルが越冬するために保護区内に人工的に水を張って設置しているものであり、その水を環境試料として出水市と鹿兒島大学で連携して定期的(11月~3月)に調査しているもの。



2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル2として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年11月18日(金)
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03 - 5521 - 8285
代 表：03 - 3581 - 3351
企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)
鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)